

平成二十三年秋の展示会報告

平成二十三年秋の特別展（十月一日（土）～十月二十日（木））では、「国立公文書館創立四十周年記念貴重資料展Ⅱ 公文書の世界」と題して、当館が所蔵する多彩な公文書を展示しました。

重要文化財に指定されている「公文録」をはじめ、絵図や写真を含むもの、形状や来歴に特徴があるものを中心に紹介し、来館の方々に楽しんで見ていただける展示となるよう心掛けました。あわせて各省庁における文書管理のあゆみや、当館における保存業務等についてもとりあげ、公文書を残し伝えることの大切さを来館者に理解いただく場としました。

展示資料は全四十一点。うち主な展示資料は左の通りです。

【第一部 絵図・写真を含む公文書】

◆函館五稜郭の図

各省や府県から太政官に提出された文書を綴つた「公文録」の中には、図や表、その他附属品を含むものがあります。「函館五稜郭の図」も、そのひとつです。展示資料は、明治六年（一八七三）に陸軍省が開拓使に函館五稜郭の引き渡しを求めた文書と、これに附属していた図です。建物や堀の寸法が詳細に書き込まれています。

◆小笠原島写真

平成二十三年（二〇一一）に、世界遺産リストへの登録で注目された小笠原諸島を、明治八年（一八七五）に撮影した写真です。小笠原諸島をめぐっては、十九世紀よりアメリカとイギリスの間で対立がみられました。

日本は、幕末に小笠原が日本領であることを宣言し、開拓に着手しましたが、その後イギリスとの関係が悪化したため、いつたん撤退しました。

明治に入ると、日本は再度小笠原島の調査に乗り出します。明治八年に外務省・内務省・大蔵省・陸軍省が調査官を小笠原に派遣しました。展示資料は、この調査に同行したカメラマン、松崎晋二（まつざき・しんじ）が撮影したものです。明治九年に内務省から太政官に提出されたもので、国立公文書館に所蔵されている二十五枚の写真には、小笠原島の風景や、住民が写されています。

◆広島の都市計画と原爆

戦争前／後の広島市内の区割を象徴的に示す、一枚の地図を並べて展示了しました。

「都市計画図」は、昭和二年（一九二七）に市街地建築物法に基づき、住居・商業・工業地域の決定が行われた際の参考図です。翌三年には、街路の決定を見るなど、順調に都市計画は進んでいきました。

一方の「戦災概況図」は、昭和二十年（一九四五）十二月に第一復員省資料課によって編集されたものです。赤い斜線で示された部分が八月六日の原爆投下で炎上した場所を示しており、その被害の大きさを読み取ることができます。この「戦災概況図」は、引揚者に内地の戦災状況を伝えるために作成されました。

◆伊勢湾台風からの復旧・復興

昭和三十四年（一九五九）九月に日本列島を縦断した台風十五号は、東

海地方を中心に戦後最悪の犠牲者を出し、「伊勢湾台風」と命名されました。

内閣法制局では、農林省が提出した「昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法」の審査を行つており、その参考資料として写真が綴られています。台風による高潮被害を受け、その除塩のために事業経費の十分の九を国庫から補助する法案が成立しました。この伊勢湾台風をきっかけとして、昭和三十六年（一九六一）には災害対策基本法が制定されました。

【第二部 公文書保存にまつわる物語】

◆終戦の詔書――御署名原本

「堪ヘ難キヲ堪ヘ忍ヒ難キヲ忍ヒ以テ万世ノ為ニ太平ヲ開カムト欲ス」の文言で知られる、昭和二十年（一九四五）八月十五日の玉音放送。ポツダム宣言受諾を表明したこの「終戦の詔書」は、前日の閣議で決定されました。詔書案には四ヶ所の修正指示がなされており、議論を重ねた跡が読み取れます。

閣議と並行して、一方では内閣理官の佐野小門太（さの・こもんた）による公布原本の清書が進められました。詔書案と同様、公布原本にも修正を加える必要がありましたが、書き直すには時間の余裕がなく、紙を削り、あるいは括弧で文字を書き足すという応急的な対応がとられました。

◆米国から返還された公文書

敗戦によって連合国に接收された文書のまとまつた返還は、これまでに二回行われました。昭和二十八年（一九五三）から本格的な返還交渉が始められ、まずは約一万六八〇〇冊の軍関係文書が、昭和三十三年に防衛庁に返還されました。

昭和四十九年に国立公文書館に搬入された返還文書は、ケースに赤い付

箋が貼られた旧陸海軍関係（＝返赤）と、青い付箋が貼られた内務省等関係（＝返青）に分けられます。今回は、「返赤」より大砲に関する調査研究資料を、「返青」より特高関係資料と「公文雑纂」（昭和十九年、内務省から内閣へ提出された法令・規則以外の文書）を展示しました。「公文雑纂」の表紙には、英語による書き込みが見られ、接収の事実を表しています。

◆文部省の文書管理

文部省より移管された文書からは、体系的な文書管理の構造が読み取れます。「門」の下に「部」を、さらにその下に「類」を置くツリー構造を採用し、「部」を「いろは」で分類する方法は、少なくとも明治後期に確立していました。

また、昭和四十五年（一九七〇）の「文部省記録文書分類表」と、実際の文書の背表紙をつきあわせてみると、両者の対応が読み取れます。例えば、「へき地教育振興法」に関連する文書を編纂するとき、「B. 学校教育」の「0. 法令」にあたる部分を見ると、碁盤状の表が掲載されています。この表で、縦軸「4. 学校教育の振興」と横軸「6.」を結んだところに「へき地教育振興法」と書かれています。これらのアルファベットと数字を組み合わせた、「B／0／4／6」が、そのまま薄冊の背表紙となっています。

◆司法文書の移管――民事判決原本（国立大学より）

平成四年（一九九二）に最高裁判所の「事件記録等保存規程」が改正され、平成六年一月一日以降、判決確定から五十年を経過した民事判決原本が廃棄されることになりました。これを危惧した国立大学法学部教授らによつて「判決原本の会」が結成され、日本学術会議や日本弁護士連合会からの要望を踏まえながら、最高裁判所との協議を進めた結果、高等裁判所所在地を中心とした全国十の国立大学への一時保管が決まりました。

官房審議官と文部省高等教育局長との合意に基づき、民事判決原本は平成十二年度以降、段階的に各国立大学から国立公文書館に移管されました。平成二十二年度の移管計画をもって、昭和十八年までに作成された、三万六六二四冊の民事判決原本の受入れが完了しています。

【第三部 公文書のなかの個人・企業・地域】

◆個人からの建白――明治七年の建白書

自由民権運動の先駆けとなつたことで有名な、民撰議院設立建白書は、明治七年（一八七四）、江藤新平や板垣退助らによって左院に提出されました。「天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ在ル而已（のみ）」として、議会の必要性を説くとともに、有司專制（藩閥政治）を批判しています。

こうしたよく知られる建白書がある一方で、受理されなかつた無名の建白書も多数存在し、これらは提出者に「返却」されました。明治初期の建白書は、まず立法諮詢機関の左院で受け付けられ、上申（陳）の必要があると判断されたもののみが正院に送られました。「返却」という扱いではありますでしたが、王政復古の大号令によつて、世論採択の方法として認められた建白書という新たな手段を通じて、庶民の声が政府に届けられた様子がうかがえます。

◆企業からの申請――大正期の東京大阪間高速電気鉄道

当館が所蔵する鉄道関係文書には、地方鉄道法（大正八法律五二）に基づく免許の申請に関する文書が多く含まれています。当時の民間鉄道はあくまで鉄道国有法の例外という位置付けであり、既設路線と重複しないといつた様々な条件を満たす必要がありました。そのため、「却下」された申請書も数多く存在しています。

明治四十年（一九〇七）から昭和戦前期にかけて、数回の申請が「却下」

された日本電気鉄道は、このひとつの中例です。大正十三年（一九二四）の「第五願書」からは、建設費二億円をかけ、東京府荏原郡品川町～大阪府東成郡野田村を六時間で結ぶという壮大な計画であったことがうかがえます。さらに将来的には青森～下関間の運行も視野に入れていました。

こうした日本電気鉄道の度重なる申請は、国有鉄道法の精神に反し、また事業が見込めないという理由で却下されました。戦中の「弾丸列車」構想や、戦後的新幹線建設につながる発想であつたともいわれています。

◆地域からの陳情――昭和戦前期の東北振興

昭和初期の東北地方は冷害による凶作が続き、特に昭和九年（一九三四）の大飢饉は、東北に暮らす人々に大きな打撃を与えました。これを受け、内閣総理大臣の諮詢機関である「東北振興調査会」の答申に基づき、各省との総合連絡事務を行う「東北振興事務局」が設置されました。

事務局に対し、東北各地から産業振興のための様々な陳情が寄せられています。宮城県牡鹿郡の女川町長は、女川港の修築を請願しました。日本有数の漁港であり、大型船の着港にも適していることなどを訴えています。また、福島県南会津郡伊北村長らは、雪害の実情をより詳しく伝えるため、陳情書とともに「積雪実況写真」を提出しています。

【第四部 特徴的な形態の公文書】

◆瓶入りの砂――足尾銅山鉱毒事件関係資料

古河市兵衛による足尾銅山採掘に伴い、鉱毒が渡良瀬川に流出した足尾銅山鉱毒事件は、日本における公害事件第一号として、問題解決に尽力しました。田中正造の足跡とともによく知られています。当館には、明治三十年（一八九七）に内閣に設置された「足尾銅山鉱毒事件調査委員会」および三十年の「鉱毒調査委員会」に関する資料が所蔵されています。

展示資料の瓶入りの砂は、農商務省が委員会に提出した報告書の附属品です。農事試験場の技師であり、また委員会のメンバーであった坂野初治郎は、渡良瀬川の土砂に含まれる銅の割合を測定し、その参考資料として瓶入りの砂を添付しています。調査を行った坂野は、この調査の前後にもたびたび被害地へ足を運び、鉱毒調査に生涯を捧げました。

◆修善寺温泉みやげ——内務省警保局長決裁書類

警察庁から移管された「内務省警保局文書」には、明治年間から内務省が廃止された昭和二十二年（一九四七）までの記録が残されています。平成八年（一九九六）の国会（参議院）での質疑が契機となつて、保管されていた警察庁（警察大学校）から当館に移管されました。

展示資料は、昭和四年（一九二九）における静岡県から警保局に対する伺いで、修善寺温泉の土産物として販売されていたタオルが添付されています。タオルの図柄が、治安警察法の適用を受けるかという照会に対し、取締りが必要との回答がなされました。治安警察法第十六条には、公共の場で「安寧秩序ヲ紊シ若ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官ニ於テ禁止ヲ命スルコトヲ得」と定められていました。

◆音声資料と媒体変換——憲法調査会関係資料

憲法調査会は、昭和三十一年（一九五六）六月十一日に公布された「憲法調査会法」に基づき、「日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告する」ために設置されました。「日本の将来のためにいかなる憲法が最もふさわしいか」などの基本問題に続き、憲法前文と各章の問題について議論されました。

会議内容は、オープントリールテープに記録され、音声資料として移管されました。国立公文書館では、これをCDに媒体変換し、適切な保存と利用に努めています。

◆生地見本——大正大礼記録

大正四年（一九一五）における、大正天皇の即位の礼にあたって編纂された記録には、一般頒布用の出版物として刊行された『大礼記録』のほか、詳細版の『大礼記録』があります。

後者は、当初公開を予定しておらず、宮内省図書寮と内閣文庫所蔵分のみ作製されました。大正大礼を後代に伝える目的で編纂されたため、その一切について詳細に記述しています。文字資料だけでなく、儀式に使用した装束などの生地見本である「御裂地」（おきれじ）等も含まれています。

右のほか以下のタイトルで資料を展示しました。

「北海道産樹木見本」「各所灯台設置箇所絵図」「室戸台風と小学校」「阪神・淡路大震災の記録」「参考…昭和の三大台風上陸時の天気図」（以上、【第一部】）、「体系的に残された公文書——公文類聚と内閣公文」「未整理のまま残った公文書——諸雑公文書」「大蔵省の資料保存と財政史編纂」「会計検査院の文書管理」「軍需省の文書管理」「通商産業省の文書管理」「農林省・農林水産省の文書管理」「解散した組織の文書——南滿州鉄道株式会社」「解散した組織の文書——日本国有鉄道再建監理委員会」「複数の省庁を渡り歩いた公文書——国立公園関係」「防衛庁の序史編纂」「司法文書の移管」「裁判文書（司法府より）」（以上、【第二部】）、「地域からの陳情——伊勢神宮鉱区禁止地域指定」「地域からの申請——普代水門建設のための土地収用認定」「叙勲の記録——文化勲章の授与」「公務員の日常業務——職務記述書」（以上、【第三部】）、「銅版と出版物——岩倉使節団の記録」「掛図——School and family charts」と博物図」「裁判記録と公印——極東国際軍事裁判関係資料」「公文式と保存箱」「紙芝居とポスター——農地改革広報資料」「マスコットキャラクターと保存箱」（以上、【第四部】）